

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和39年条例第50号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例〔消防局警防課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月23日 条例第50号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(団員の種類)</p> <p>第1条の2 団員の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 基本団員 機能別団員以外の団員をいう。</p> <p>(2) 機能別団員 特定の活動にのみ従事する団員をいう。</p> <p>2 機能別団員の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 防災サポーター 熊本市内の大学等に在学している学生を対象として任命する、大規模災害の発生時における活動等に従事する団員をいう。</p> <p>(2) 災害対応団員 団員を退職した者のうち団員として15年以上の経験を有するものを対象として任命する、災害発生時における活動等に従事する団員をいう。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、機能別団員が従事する活動等については、消</p>	<p>○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例〔消防局警防課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月23日 条例第50号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(団員の種類)</p> <p>第1条の2 団員の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 基本団員 機能別団員以外の団員をいう。</p> <p>(2) 機能別団員 特定の活動にのみ従事する団員をいう。</p> <p>2 機能別団員の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 防災サポーター 熊本市内の大学等に在学している学生を対象として任命する、大規模災害の発生時における活動等に従事する団員をいう。</p> <p>(2) 災害対応団員 団員を退職した者のうち団員として15年以上の経験を有するものを対象として任命する、災害発生時における活動等に従事する団員をいう。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、機能別団員が従事する活動等については、消</p>

防長が別に定める。

第2章及び第3章 略

第4章 給与

(年額報酬)

第6条 団員には、**別表第1**に定める年額報酬を支給する。

2 前項の年額報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。ただし、免職され、退職し、又は死亡したときは、直ちに支給する。

(1) 第1期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2期 10月1日から翌年3月31日まで

3 年度の中途において、就職し、又は免職され、退職し、若しくは死亡した場合においては、月割をもってその年分の年額報酬を支給する。

4 第2項ただし書及び前項の規定は、第12条第2項の規定により団員の身分を失った場合について準用する。

5 昇任又は降任により年額報酬の額に異動を生じた場合における年額報酬の支給額は、当該昇任又は降任があった月以降の期間については新たに該当することとなる年額報酬の月割を、同月前の期間については従前の年額報酬の月割を基礎として算定する。

(出勤報酬)

防長が別に定める。

第2章及び第3章 略

第4章 給与

(年額報酬)

第6条 団員には、**別表**に定める年額報酬を支給する。

2 前項の年額報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。ただし、免職され、退職し、又は死亡したときは、直ちに支給する。

(1) 第1期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2期 10月1日から翌年3月31日まで

3 年度の中途において、就職し、又は免職され、退職し、若しくは死亡した場合においては、月割をもってその年分の年額報酬を支給する。

4 第2項ただし書及び前項の規定は、第12条第2項の規定により団員の身分を失った場合について準用する。

5 昇任又は降任により年額報酬の額に異動を生じた場合における年額報酬の支給額は、当該昇任又は降任があった月以降の期間については新たに該当することとなる年額報酬の月割を、同月前の期間については従前の年額報酬の月割を基礎として算定する。

(出勤報酬)

第6条の2 団員に支給する出勤報酬の区分及び出勤報酬の額は、別表第2に定めるとおりとする。

【削る】

2 前項の出勤報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。

- (1) 第1期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4期 1月1日から3月31日まで

(費用弁償)

第6条の3 団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。

- (1) 消防団長 熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号。以下「旅費支給条例」という。）別表第1に規定する2号区分相当額
- (2) 消防団長以外の団員 旅費支給条例別表第1に規定する3号区分相当額

第6条の2 団員が任務（災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の現場に出勤して行うものに限る。）、研修、講習、訓練、予防警戒その他これらに準ずる業務に従事したときは、出勤報酬として1回につき4,000円を支給する。

2 前項の場合において、1回の従事時間が4時間を超えるときは、以後4時間までごとに4,000円を同項に規定する額に加算して支給する。

3 第1項の出勤報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。

- (1) 第1期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4期 1月1日から3月31日まで

(費用弁償)

第6条の3 団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。

- (1) 消防団長 熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号。以下「旅費支給条例」という。）別表第1に規定する2号区分相当額
- (2) 消防団長以外の団員 旅費支給条例別表第1に規定する3号区分相当額

2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。

第7条 団員は、招集により出勤し任務に従事するものとする。ただし、災害 (水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。) の発生を知ったときは、招集を受けない場合においても直ちに出勤するとともに、任務に従事しなければならない。

第8条～第15条 略

附 則

別表第1 (第6条関係)

階級	報酬額 (年額)	階級	報酬額 (年額)
団長	82,500円	部長	37,000円
副団長	69,000円	班長	37,000円
分団長	50,500円	その他の団員	36,500円 (機能別団員にあつては、8,000円)
副分団長	45,500円		

別表第2 (第6条の2関係)

<u>出勤報酬の区分</u>	<u>出勤報酬の額</u>
<u>任務 (災害の現場に出勤して行うものに限る。) に従事したとき。</u>	<u>1回につき4,000円。ただし、1回の従事時間が4時間を超えるときは、以後4時間までごとに4,000円を加算した額とする。</u>

2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。

第7条 団員は、招集により出勤し任務に従事するものとする。ただし、災害 _____ の発生を知ったときは、招集を受けない場合においても直ちに出勤するとともに、任務に従事しなければならない。

第8条～第15条 略

附 則

別表 _____ (第6条関係)

階級	報酬額 (年額)	階級	報酬額 (年額)
団長	82,500円	部長	37,000円
副団長	69,000円	班長	37,000円
分団長	50,500円	その他の団員	36,500円 (機能別団員にあつては、8,000円)
副分団長	45,500円		

【新設】

【新設】

<u>消防学校の行う教育訓練に従事したとき。</u>	<u>1日につき8,000円</u>	
<u>研修、講習、訓練、火災予防に関する活動又はこれらに準ずる業務（前項及び次項に掲げるものを除く。）に従事したとき。</u>	<u>1日につき4,000円</u>	
<u>動力消防ポンプ等の定期的な点検、火災予防に関する活動又はこれらに準ずる業務であって、分団において行うものに従事したとき。</u>	<u>1日につき2,000円</u>	

附則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の2第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同表左欄に規定する業務に従事した場合について適用する。